

公

告

次の軽油引取税に係る特別徴収義務者証票は無効です。

広島県税規則第49条の第1項の規定により  
公告します。

令和8年9月16日

広島県西部県税事務所長

横 田 輝 子

軽油引取税特別徴収義務者証

第00413号

第00414号